

生成AI利活用計画書 発注者確認チェックリスト

【目的】本チェックリストは、受注者から提出された「生成AI利活用計画書」の記載内容を発注者が確認する際の視点を整理したものです。

区分	No.	確認項目・確認の視点	チェック	備考・指摘事項
基本事項の確認	0-1	提出日が記載されているか	☐	
基本事項の確認	0-2	業務計画書の添付資料として提出されているか	☐	
1. 業務名	1-1	契約書に記載された業務名と一致しているか	☐	
2. 受注者名	2-1	会社名・部門名・管理技術者氏名が記載されているか	☐	
2. 受注者名	2-2	契約書の受注者情報と一致しているか	☐	
3. 利用目的	3-1	生成AIを利用する目的・理由が具体的に記載されているか	☐	
3. 利用目的	3-2	利用目的が本業務の内容と整合しているか	☐	
3. 利用目的	3-3	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用目的も記載されているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-1	使用予定の業務工程（計画策定、設計案作成、報告書作成等）が明記されているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-2	対象とするデータ（入力するデータの種類・内容）が記載されているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-3	作業の概要（どのようにAIを使うか）が具体的に記載されているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-4	利用範囲について、発注者との協議を経た内容となっているか	☐	
4. 利用予定範囲	4-5	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用範囲も記載されているか	☐	
5. 利用予定の生成AIサービス名	5-1	サービス名称と提供元（企業名）が明記されているか	☐	
5. 利用予定の生成AIサービス名	5-2	複数のLLMを用いるサービス（GaiXer、exaBase等）を利用する場合、そのサービス名が記載されているか	☐	

区分	No.	確認項目・確認の視点	チェック	備考・指摘事項
5. 利用予定の生成AIサービス名	5-3	利用形態（クラウド／オンプレミス等）が記載されているか	☐	
5. 利用予定の生成AIサービス名	5-4	再委託先がある場合、再委託先ごとの利用サービス名・利用形態も記載されているか	☐	
6. 入力情報の取扱い	6-1	個人情報の取扱い方針が記載されているか（原則入力しない旨の記載があるか）	☐	
6. 入力情報の取扱い	6-2	個人情報を入力する場合、その理由・範囲・対策が明記されているか	☐	
6. 入力情報の取扱い	6-3	入力データがAI学習に利用されないための措置（オプトアウト設定等）が記載されているか	☐	
6. 入力情報の取扱い	6-4	学習排除措置の根拠（サービスの設定・約款等）が具体的に示されているか	☐	
6. 入力情報の取扱い	6-5	再委託先がある場合、再委託先ごとの入力情報の取扱いも記載されているか	☐	
7. リスク対策	7-1	情報漏洩防止策（社内ポリシー、アクセス制限等）が記載されているか	☐	
7. リスク対策	7-2	情報漏洩防止策の内容が具体的であり、実効性があると判断できるか	☐	
7. リスク対策	7-3	生成AIの利用履歴の保存方法（保存期間・削除方針等）が記載されているか	☐	
7. リスク対策	7-4	利用履歴の保存・管理に関する社内規定や契約サービスの約款等の根拠が示されているか	☐	
7. リスク対策	7-5	誤情報・誤解誘導リスクへの対応策（生成結果のレビュー体制等）が記載されているか	☐	
7. リスク対策	7-6	レビュー体制が形式的でなく、実際に機能する体制として記載されているか	☐	
7. リスク対策	7-7	再委託先がある場合、再委託先ごとのリスク対策も記載されているか	☐	
8. 発注者との協議内容	8-1	生成AIの利用に関する事前協議の実施有無が明記されているか	☐	
8. 発注者との協議内容	8-2	協議済みの場合、協議に基づく条件・制限事項が具体的に記載されているか	☐	

区分	No.	確認項目・確認の視点	チェック	備考・指摘事項
8. 発注者との協議内容	8-3	記載された条件・制限事項が発注者との協議内容と一致しているか	☐	
8. 発注者との協議内容	8-4	未協議の事項がある場合、今後の協議予定が示されているか	☐	
9. その他	9-1	再委託先での生成AI利用の有無が確認・記載されているか	☐	
9. その他	9-2	再委託先で生成AIを利用する場合、その内容が本計画書（各項目）に反映されているか	☐	
9. その他	9-3	継続的な見直し・報告の予定（業務終了後の報告等）が記載されているか	☐	
成果物に関する確認（特記仕様書との整合）	10-1	生成AIを利用して作成した成果物について、その旨を明示する方針が示されているか	☐	※生成AIによる生成物を成果の一部とする場合
成果物に関する確認（特記仕様書との整合）	10-2	画像等に生成AIを利用する場合、注釈を付ける旨が記載されているか	☐	※成果物の一部に生成AI画像等を使用する場合
成果物に関する確認（特記仕様書との整合）	10-3	第三者の権利（著作権等）への配慮が示されているか	☐	※契約事項として留意することになっているため生成AI特有の配慮は不要。特に留意する業務の場合
成果物に関する確認（特記仕様書との整合）	10-4	AI学習への配慮（構造化された見出し、図表へのキャプション付与等）が考慮されているか	☐	※成果とりまとめ時の協議事項として確認